

君津中央病院企業団最低制限価格制度実施要領

平成27年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、君津中央病院企業団が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）並びに建設工事に伴う設計、調査、測量及び建物清掃業務（以下「工事等」という。）の競争入札の執行において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）及び君津中央病院企業団建設工事等契約事務取扱要領（平成11年3月1日制定）第11条第1項に規定する最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる工事等は、1件の設計金額が500万円を超える工事等で入札により契約を締結する場合に適用する。ただし、君津中央病院企業団低入札価格調査制度実施要領（平成27年6月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）の規定が適用される契約は除くものとする。

(最低制限価格)

第3条 建設工事における最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった項目（以下「算定項目」という。）の額に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入した額とする。）の合計額（算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が、入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額を、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の70を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額を最低制限価格とする。

2 前項の算定項目ごとに定める割合及び費目は次のとおりとする。

算定項目	割合	費目
直接工事費	100分の95	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費	100分の90	共通仮設費、間接労務費等

現場管理費	100分の80	現場管理費、工場管理費、 据付間接費、技術者間接費等
一般管理費等	100分の55	一般管理費等

3 建設工事に伴う設計、調査、測量及び建物清掃業務における最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入した額とする。）の合計額（算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の90を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額を、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の70を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の108を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 直接人件費の額以外の額に100分の50を乗じて得た額

(予定価格書への記載)

第4条 予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「（最低制限価格 ○○円）」と記載し、さらに、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た額を「（最低制限価格の108分の100の額 ○○円）」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第5条 最低制限価格は、君津中央病院企業団予定価格事前公表実施要領（平成17年9月22日制定）に準じて入札者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。